

議事日程第2号

平成27年9月7日（月曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番、2番、4番、5番）

町長の施政方針に対する質問（1番）

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 奥 村 雄 二	2番 安 藤 信 治
3番 伏 屋 光 幸	5番 高 山 由 行	6番 山 口 政 治
7番 安 藤 雅 子	8番 柳 生 千 明	9番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 瀬 瀬 久 美
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 寺 本 公 行
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 葛 西 孝 啓	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 亀 井 孝 年	企 画 課 長 各 務 元 規
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長 可 児 英 治	亜 炭 鉦 廃 坑 対 策 室 長 鍵 谷 和 宏
税 務 課 長 若 尾 要 司	住 民 環 境 課 長 大 鋸 敏 男
保 険 長 寿 課 長 加 藤 暢 彦	福 祉 課 長 佐 久 間 英 明
農 林 課 長 石 原 昭 治	上 下 水 道 課 長 須 田 和 男
建 設 課 長 筒 井 幹 次	会 計 管 理 者 水 野 嘉 博
生 涯 学 習 課 長 若 尾 宗 久	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾 昌 文	議会事務局 書 記 金 子 文 仁
----------------	----------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 山口政治君、7番 安藤雅子さんの2名を指名します。

一般質問及び町長の施政方針に対する質問

議長（大沢まり子君）

日程第2、一般質問及び町長の施政方針に対する質問を行います。

町政一般に対する質問と町長の施政方針に対する質問の通告がありましたので、それぞれ受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも、簡潔・明瞭にされるようお願いします。

初めに、一般質問を行います。

10番 加藤保郎君。

質問は、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

10番（加藤保郎君）

おはようございます。

さきに通告しました一般質問について、議長のお許しをいただきましたので、これから質問をさせていただきます。

私の質問は2項目でございます。

まず1項目め、契約事務について。

国内の各地域、地方がそれぞれの特徴を生かし、自立的で持続可能な社会を形づくること、また魅力あふれる地方を築くことは、第2次安倍内閣が昨年に掲げた主要な政策のキーワードとして用いられております地方創生であります。地方創生の理念は、まち・ひと・しごととして地域振興、地域活性化といったものを指していると考えられており、東京一極集中の解消、

地域社会の問題の解決、地域における就業機会の創出などが主体的な柱として考えられます。

このような中で、御嵩町における長年の懸案事項である亜炭鉱廃坑充填事業が、一昨年から南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業としてスタートし、現在まで順調に事業の実施がなされています。国・県合わせて四十数億という予算のもとで、事業実施に伴う一連の行為、調査、設計、入札、契約がなされていますが、入札段階で、条件付き一般競争入札の辞退という状況が見られたことは寂しい限りであります。町長としては、本町の悲願であった亜炭鉱廃坑問題の解決の糸口にやっと指をかけることができたとの言葉を耳にし、今後の町長の動向を注視するとともに、積極的にこの事業に対しては応援をしたいと考えています。

しかし、先ほど申し上げました条件付き一般競争入札において、大手建設業者が四十数億の全てを手にしてしまうのではないかとの疑問がありました。聞くところによりますと、国の予算の計上が景気対策であり早急な実施を求められた。大手の建設業者が全て手にしてしまっただけで、御嵩町における景気対策ではなくなってしまうとの思いがありましたが、町内の事業者との特定建設工事共同企業体としての入札行為であり、若干は町内の景気対策になるのかなあという感じをしているところでもあります。

また、特定建設工事共同企業体を組織する町内の事業者は、御嵩町条件付き一般競争入札実施要領第7条第3号に定められた入札参加基準に、建設業法第27条の23、建設業者の経営に関する事項の審査に基づく経営規模等評価結果通知の総合評定値に該当しないと特定建設工事共同企業体と組織できないこととなっていると聞きました。

御嵩町条件付き一般競争入札実施要領第7条、入札に参加できる者、ただし書では、特殊な工法等による工事で、町長が特に必要と認める場合は、第3号の入札参加基準の要件を満たさない者であっても条件付き一般競争入札に参加できるものとするがあります。

質問の第1点目ですが、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業は、入札段階で条件付き一般競争入札の辞退という状況が見られたことは、御嵩町条件付き一般競争入札実施要領第7条、ただし書の特殊な工法等による工事ではないかの疑問であります。この条文につきまして、特殊な工法であるかないかをお答えいただきたいと思っております。

次に、御嵩町内での一般競争入札参加資格登録されております種別、ちょっと細かくなりますが工事請負、工種として土木一式では13事業所、評価値520から903で、平均評価値704.69で、現在の御嵩町条件付き一般競争入札実施要領第7条第3号に定められた入札参加基準に該当する事業所は4事業所のみであります。評価値以下の事業所でも、協力事業所として積極的に共同事業体に参加している事業所もあります。

また、御嵩町内の事業所で、災害時などは積極的に安全協議会として組織の中で対応し、地域住民の安全・安心のために貢献していただいております事業所も多くあります。これらの事業所

の経営努力は、もちろん各事業所の責任であります。一部では、町の緊急時に積極的に活用し、時には規則だから、規定だからとはねのけるのもいかなものかと思えます。

そこで、質問の2つ目です。

各地域、地方がそれぞれの特徴を生かし、自立的で持続可能な社会を形づくること、また魅力あふれる地方を築くことは地方創生であり、最初に述べたところでありますが、入札参加基準の総合評点値を御嵩町独自で設定することはできないかと考えますがいかがですか。独自で設定できるできない、どちらか判断をしてお答えをお願いします。

このことは、今後、建築関係でも発生することであります。本年、少年の主張大会や子ども夢議会での発言のありました伏見小学校の雨漏りの件、また7月7日の中日新聞、朝刊の町長発言にあります町役場、中保育園の建て直しの件であります。一例として、昨年3月に条件付き一般競争入札、これは電子入札でありましたが、町内事業所が参加しなかったことあります。町内の事業所の育成、地域の活性化に向けた共存共栄の考えで、何でもよいとは言いませんが、できるだけ契約事務に関して御嵩町独自の考えも出していただき、町内事業所と円滑で円満な運営に努めていただきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

議長（大沢まり子君）

副町長 瀨瀬久美君。

副町長（瀨瀬久美君）

おはようございます。

それでは、加藤議員の亜炭鉱跡防災モデル事業に係る契約事務について、防災モデル事業は特殊な工法であるのか、入札参加基準の総合判定値を御嵩町独自で設定できる、できないの2点についての御質問にお答えをしたいというふうに思います。

私は、亜炭鉱廃坑対策推進本部長でもありますので、まずはこの亜炭鉱跡防災モデル事業が順調に進捗していますことを御報告するとともに、これまでの御嵩町の亜炭鉱対策に係る防災工事の取り組みを御説明しながら答弁を進めさせていただきたいと思えます。

亜炭鉱廃坑に起因する陥没被害は、現在、県ごとに設置された特定公害復旧事業等基金による対応となっておりますが、平成13年度末の臨時石炭公害復旧法の廃止以前の国による公害復旧事業においても、陥没被害の予防的措置は一切認められることなく、亜炭鉱廃坑空洞は採掘当時のまま残置しています。そのため、本町の地下には今も広く亜炭鉱廃坑空洞が存在する状況であります。

亜炭鉱廃坑の空洞を埋め戻す空洞充填工事は、これらの公害復旧事業とは別の事業で、地方においては御嵩小学校や向陽中学校の校舎下において、建物の特殊基礎として施行をされました。近年では、共和中学校耐震地下充填工事として施行された実績がございます。

亜炭鉱廃坑空洞の充填工事の歴史は、東海地方が日本で有数の亜炭の産地であったことから、この地域で陥没被害が発生するようになり、昭和40年代末にキラ材を利用した地下空洞充填のための関連技術の開発が始まり、その後技術向上が進み、東海環状自動車道の建設工事で、充填対象範囲のみを充填することができる限定充填工法が確立をされたと聞いております。

本町の共和中学校で実施した空洞充填工事は、このキラ材を利用した限定充填工法で行われています。

このような中、平成25年度の国補正予算において措置された南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業により、初めて予防的な防災工事が認められ、現在災害対策本部や広域避難所となっている小・中学校、役場、陥没が多発している地域を中心に防災工事を順次進めているところであります。

亜炭鉱跡防災モデル事業は、モデル市町村である御嵩町が、地盤の脆弱性調査及び地盤の脆弱性が極めて高いと判断された場所における防災工事を実施することになっており、防災工事の手法等については、基金管理人である岐阜県産業経済振興センターが設置する第三者により構成される亜炭鉱跡問題対策委員会において審査されることになっています。この審査により決定した工法が今回モデル事業で採用した限定充填工法であり、経済性や施工の確実性などの条件から複数の工法を比較して選定をされました。この工法は、過去の亜炭鉱廃坑に関する調査・研究や、空洞充填工事経験をもとにした高い施工技術により確立をされおり、入札参加業者と配置する技術者にも高い施工技術が必要となることから、特殊な工事に位置づけられると考えております。

なお、この工法は特許権を取得しておりますので、入札参加基準を満たし、特許使用料を納付していただく御意思があれば、どのような事業者でもモデル事業の入札に参加していただくことは可能となっております。と言いますのは、亜炭鉱跡防災モデル事業が国の補正予算により措置された事業であることから、広く入札には参加できるように検討することも求められておりまして、入札に参加する資格は、企業単体でも共同企業体でも地元建設業者も、その他の地域の建設業者も広く参加できるような入札要件となっております。

今回のモデル事業では、結果的には地元の建設業者も積極的に共同企業体の構成員として参加されていることから、構成員となった地元建設業者のこの分野での技術取得で、地元建設業者全体の技術力の向上や活性化につながることを期待されるとともに、今後、御嵩町としては亜炭鉱対策を継続的に取り組んでいきたいと考えており、亜炭鉱対策の防災工事の需要がふえれば、さまざまな工法も生み出される可能性があり、安全でより効率的、効果的な低廉化が図れる工法があれば、実施に向けて積極的に検討してまいりたいと考えております。

次に、議員御案内の地元建設業者は、災害時の緊急対応等で地域の安全・安心の確保に大き

な役割を担っていただいております。

昨日行われました御嵩町の総合防災訓練でも、中心的な立場で地域の方々を巻き込んで訓練に参加していただいたところでもあります。御嵩町の地域づくりにも大きく寄与していただいております。地元の建設業界の育成は、御嵩町にとりましても重要な政策課題と考えております。

したがいまして、引き続き節度を持って信頼関係の構築を図ってまいりたいと考えております。

御質問の入札参加基準につきましては、このような観点も踏まえ、御嵩町条件付き一般競争入札実施要領第7条第3号の要件を、客観的かつ総合的に勘案して町契約審査委員会において慎重に審査し、決定をしております。具体的に申し上げますと、公表はしていないものの、町内業者には町外業者と総合評点値に差を設けて優遇しており、町内事業者の育成、地域の活性化には一定の配慮をしておるところでございます。

最後に、地方創生の観点からも町内業者の育成、地域の活性化に向けて競争原理が働く、よりよい入札制度となるよう今後研究を進めていくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

10番 加藤保郎君。

10番（加藤保郎君）

ありがとうございました。

特殊な工法であり、入札参加を広く求めているという答弁がありました。一般的にいうその評価値のあり方等について、今後とも契約審査委員会のほうで積極的に調査し研究されて、多くの事業者が参加できるような格好でお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

1点目は以上で終わります。2点目に行きます。

2点目につきましては、町営住宅の管理という点であります。

平成25年度の決算で、町営住宅の総管理戸数227戸、入居戸数147戸で、入居率65%であります。この住宅から家賃収入としての収入は、滞納分も含めて1,133万3,787円であります。また、これに伴います管理経費は2,207万9,420円ですが、職員1名分の給与がここに入っておることから、その職員の給与分を控除しますと691万9,283円となります。さらに、住宅建築基金の建設基金の残額が25年度末で1億951万7,000円ほどとなっております。

一方、平成26年度決算では、町営住宅の総管理戸数226戸、1戸減っております。入居戸数が135戸ということで12戸ばかり減っておるわけですが、入居率が60%であります。この住宅からの家賃収入、同じような計算をしてみますと、職員給与分を控除すると449万ほどになっ

ておるということであります。いずれにしましても、職員給を除いた管理経費としてはプラスの要因があるということであります。

選挙の街宣活動時に、顔戸住宅はもちろん高倉住宅団地、白山団地、板良団地、宿団地等を回らせていただきましたが、感想としましては、町営住宅としては生活環境が悪い、新鮮味に欠ける状況と思いました。民間の住宅が多く建設され、住宅を必要とする住民が町営住宅に魅力を感じない状況はよく理解をしておるつもりではあります。

そこで質問1つ目ですが、住宅政策の方向性の検討は、今後跡地も含めて検討する時期だと感じましたがどうでしょうか。

また、家賃収入から通常の管理経費を引いた残額がこれらの有効活用のために、質問2ですが、少額家賃の住宅入居者や耐用年数到来の住宅入居者などの対応について、転居を求めるに当たり家賃の差額の補助制度、または家賃の減額措置の導入を検討するなど、古い建物等を取り壊して環境整備に当たるという方針と対応をこのように上げさせていただきますが、いかがでしょうか。

空き家政策の条例が施行されております。民間の荒廃した住宅の指導はもちろんです、公営住宅環境の整備も大切と思っていますので、大家としての検討をしていただきますよう、そこから辺の質問をしますのでよろしく申し上げます。以上です。

議長（大沢まり子君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

今回の一般質問では、4名の方が町政全般にわたる一般質問をなされ、この後加藤議員を皮切りに4名の方全てに私は答弁するということになっております。一人一人、一つ一つの質問に対して丁寧に答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、町営住宅の管理について2点、加藤議員の御質問にお答えします。

最初に、町営住宅の管理に関し、跡地利用も含めた今後の住宅政策の方向性についてお話をさせていただきます。

まず本町の町営住宅の現状としまして、最近の応募状況を申し上げます。直近5年間における板良住宅12戸の入居募集を行ったところ、応募は8人で行いました。倍率としては0.67であり、需要が高いとは言えない状況でございます。

2点目、新規に公営住宅を建設する場合、その財源について述べさせていただきます。公営住宅等長寿命化計画を定めた上で、補助率45%の国の交付金、社会資本整備総合交付金を活用し、その補助裏に充当率100%の公営住宅建設事業債という起債を充てることができます。しかし、その起債の交付税算入はありません。現在、御嵩町は財政健全化のため、交付税算入が

ある起債のみ借り入れを行っていることは議員も御承知のことと思います。

3点目、町営住宅の整備について、平成24年第3回定例会での高山議員の一般質問に対し町長が答弁しております。この答弁で、民間アパートを借り上げ、これを町営住宅として指定すること、または町内の各住宅を板良住宅に集約した上で、地域づくりとして斬新な解釈のもとに立った住宅整備をといた2つの可能性を示しております。

4点目、正確に調査したわけではありませんが、町内のアパートも入居率が100%を切っていると聞き及んでおります。

以上のことから、平成24年第3回定例会での町長の答弁にもございますとおり、一つの可能性として、低所得者に対する住宅政策は、民間賃貸住宅の借り上げにより対応することが今後の住宅政策としてより現実的ではないかと考えています。

しかし、時まさに地方創生の名のもと、人口減少対策などにこれから取りかからなければなりません。現在、御嵩町版総合戦略を有識者会議における委員の声も聞きながら策定している状況であります。地方創生の基本ビジョンである定住促進策として、総合戦略策定の中で子育て世代をターゲットとした住宅政策についても研究してまいります。この場合、財源も含めて今までにない新しいタイプの住宅を目指していきます。

あわせて、第五次総合計画や施設類型ごとの管理に関する基本方針である御嵩町公共施設等総合管理計画も今年度策定します。これら各種計画を策定する中で、今後の住宅政策の方向性を検討していきたいと考えております。

なお、現入居者に対する住環境整備も重要な施策だと考えています。入居者からの家賃収入を有効に活用するためにも、自治会と協力しながら入居者の要望、意向に沿い、予算など制約はありますが、できる範囲内で対応してまいります。

次に、町営住宅内での転居の際に発生する家賃差額に係る減免などの支援制度に関しましてお話をさせていただきます。

平成23年策定、第四次総合計画後期基本計画、平成15年策定、町営住宅ストック総合活用計画に基づき、町営住宅の中でも整備効果が高いとされた高倉住宅の建てかえ用地を確保するため、入居者の方に住宅内での転居をしていただけないかというお願いを行ってきました。この対象となった19軒のうち、転居に応じていただいたのは2軒でありました。町営住宅を集約するために、入居者の方に引っ越しをしていただくということは、入居者の高齢化や移転費用の負担などもあり容易ではないと考えます。その後、住宅設備の故障等により、さらに2軒転居されました。解体を予定している区域内には、現在4軒入居者が見える状況でございます。

例えば、この4軒の方々が高倉住宅内のほかの住宅に転居していただくこととなった場合、家賃については最大で月1,500円の値上がりが生じます。これは、国の基準に基づき入居者の

方の収入や、入居している建物の建築年数などをもとに家賃を算定していることから、どうしても転居先が現在より新しい建物になるということで値上がりしてしまうものでございます。既に転居に応じていただき家賃が増額した方については、激変緩和措置として6年かけて徐々に家賃を値上げしております。このため、今後の転居対象世帯に対し安易に家賃の減免を行うことは、これらの方との平等性、公平性の問題が生じます。しかしながら、今後入居者を集約することにより、長屋形式の家屋の維持管理に係る費用の縮減など、プラス面の効果も見込まれることから、総合的に勘案し、かつ他市町村の対応や先進事例なども調査しながら御提案の家賃差額の補助制度など、導入の是非を検討していきたいと考えます。

町営住宅条例第1条に定める住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で貸し出すことにより、住民生活の安定と社会福祉の増進という目的を達成するため、そうした観点に立ち検討していくということであります。

加藤議員におかれましても今後とも御提案をよろしくお願ひし、私の答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

10番 加藤保郎君。

10番（加藤保郎君）

ありがとうございました。

1つ、この町営住宅の用地につきましては、結構広い地域があると思います。例えば白山にしても高倉にしても、その2つの団地にしましても結構広い用地がある。その用地を草刈り等で管理するについても大変だと思います。その跡地の利用について、例えば白山でしたら近くの、こんなこと言ったら何なんです、保育園が建てかえどうのこうのというような問題もありますし、児童館の問題もあります。そこら辺の関係での今後の用地的なものも考えられると思いますが、そこら辺につきましても今後執行部の中、また我々もそういうふうな提案をさせていただきますので、皆さん方とともによりよい政策ができますように考えていきたいと思っております。御答弁ありがとうございました。以上で終わります。

議長（大沢まり子君）

これで、加藤保郎君の一般質問を終わります。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

本日は1点、空き家対策についてを質問いたします。

空き家対策についての1つ目は、管理についてということです。

管理が不十分ないわゆる空き家は、総務省の調査では、全国の総住宅数の13.5%に当たる820万戸、これは2013年時点であるということですが、に上るとされています。それに対応するため、400を超す自治体が空き家の解体や、適正管理を進める条例を制定し対策に乗り出しています。

御嵩町においては、平成26年10月に空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例が施行されました。町民の安心・安全を脅かすような倒壊の危険性のある建物や、雑草が著しく生い茂ったり、木が道路に著しくはみ出す等、あるいは害虫の発生による周辺住宅環境の保全上支障を来すおそれのある住宅等があり、議会においても空き家条例の制定に向けて勉強会を開いてまいりましたが、行政提案の条例となったという経緯がございます。それほど当町においても住民の関心の高い課題であります。

さて、これまで建物がある土地は、土地の固定資産税が最大で6分の1まで優遇されているという特例により、管理されていない空き家についてもわざわざ解体するメリットがありませんでした。さまざまな理由はありますけれども、自治体で条例を制定してもすぐには空き家が減らないのが現状であります。

そうした状況の中、国では空き家等対策の推進に関する特別措置法がことし5月26日に完全施行されました。改正のポイントは、実態調査のための立入調査権限が明記されたこと、行政代執行による強制撤去が可能になったこと、空き家等の所有権を把握するために固定資産情報の内部利用が可能になったこと、固定資産税の優遇措置が除外されるなどということです。町が特定空き家と認めれば、固定資産税の優遇措置が除外されます。

特定空き家の判断基準としては、国土交通省は4つの基準を示しています。1つ目として、基礎や屋根、外壁などに問題があり、倒壊などの危険があるもの。2つ目として、ごみの放置などで衛生上有害なもの。3つ目として、適切な管理が行われておらず、著しく景観を損なうもの。4番目として、その他周辺の生活環境の保全を図るため、放置することが不適正なものということです。

御嵩町の条例において、1つ目の調査権限、2つ目の強制撤去、3つ目の固定資産税の内部情報については対応できているのではないかと思います。4つ目の固定資産税の優遇措置の除外により、今後この政策については町も取り組みを進めやすくなったのではないかと考えます。

以前、議会に報告していただきましたけれども、緊急雇用対策で、目視による空き家調査をされたということで、倒壊の危険度がAランクからDランクまで181棟あったということです。

そこで、質問ですけれども、県のほうも実態調査を本年度中にするよう要請したとの新聞報

道がありましたけれども、今後実態調査及び立入調査についてはどのようにされていきますか。

所有者がわからない、あるいは土地と建物の所有者が別で、代がわりをして特定しにくいなど、問題がある件もあるかと思いますが、町の条例ができ、国の法律がそれを後押しするというような形で整ってきているので、速やかな対応をしてほしいというのが町民の願いであります。難しいケースであるからといって、いつまでも対応を先延ばしにすることはできないのではないのでしょうか。まずは、実態調査や立入調査についてどのように対応されるのか、これが1点目の質問です。

2点目ですけれども、いつまでにとというのは難しいかもしれませんが、特定空き家等に指定することはそれほど難しいことではないのかなと考えます。そしてその先、勧告、命令、公表、行政代執行ということになるわけですが、町として代執行をする意思があるのかということをお聞きいたします。

3番目ですけれども、空き家の適正管理を行う体制をつくっていくこととともに、所有者のいない空き家をつくらぬような方策、居住している段階から管理が行き届かない空き家にならないような、そういうサポート体制の仕組みも必要かと思えます。

国の特別措置法の施行により、特定空き家の指定を受けると解体、修繕の勧告や命令を受けたり、命令に違反すると50万円以下の過料が科せられる可能性が生じるということも町民の皆さんにお知らせしながら、早目の取り組みが有効活用につながることを早いうちから考えていただく、そのあたりのサポート体制の見解もお聞かせください。

続きまして、活用についての視点から質問をさせていただきます。

私は、以前、移住定住に関する世の中のニーズが広がってきていること、人口減少に少しでも歯どめをかけるため、町外からの移住を促すための情報発信をすべきではないかという視点から、空き家バンク制度について質問をしてきました。その後、当町でも御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例が制定され、その第14条において空き家等の活用が上げられています。

空き家バンクについては、早速チラシをつくっていただき、町内の公民館などにおいて空き家の募集をされています。しかし、現在のところ3軒のみ、しかもテナントなどの情報だけで、民家の空き家は一軒もないという状態であると伺っております。私の知り合いで移住を検討している人からも、御嵩町の空き家に関する情報はとても少ないという声も聞いております。情報収集ということに関しては、行政だけではなかなか収集が難しいのではないかと思います。

可児市では、開発から30年以上たった17団地を自治会の協力を得ながら調査し、地主や家主に協力を依頼していると報道されていました。可児市では現在47の物件がありますが、大半は不動産会社にはない市独自の物件だというふうに書いてありました。空き家バンクに登録して

もらうには自治会など町民の方の協力も不可欠だと考えます。

また、空き家の活用を進めるためには、単に情報発信では不十分だと考えます。地元の人と移住者をサポートする体制、そして地元の受け入れ体制の整備も必要かと思えます。

以前も申し上げましたが、前沢地区で農業に従事している若者は、自治会や地域活動にもしっかりと参加し、若い人が地域にいてくれると安心だし、心強いと頼りにされるようなことを言われるほどになってきています。

空き家バンクへの登録の情報収集や受け入れ体制を整えるために、空き家を地域の資源と考えて、空き家のことならどんなことでも相談できるワンストップの窓口を設置したらいかがでしょうか。管理や処分の手続など、どこに相談したらいいのか困っている人の話はよく聞きます。先ほど3番目に言いました、管理についての質問のサポート体制とも重なることですが、空き家についてのサポートを受けやすくするためにも窓口の設置がされるとよいと考えます。

地方創生交付金の中でも、御嵩町移住交流ポータルサイト構築事業が提案されています。その事業を推進するためにも、受け皿となる体制が必要だと考えます。

そこで質問ですが、活用のための情報収集、受け入れ体制、そのための窓口設置についてのお考えをお聞かせください。

最後となりますけれども、空き家の活用には改修も必要な場合が多いかと思えます。上限を決めて改修の助成金を出している自治体もあります。今後、一層の空き家の活用を図っていくと考えるならば、助成金か何か支援を考える必要があるかと思えますがいかがでしょうか。

以上、空き家の活用については、単に人口減少に少しでも歯どめをかけたい、かけるというだけでなく、活用することが地域の活性化につながり、そのことが住民の皆様の福祉の向上につながるという視点から、以上の質問をさせていただきました。御答弁をよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、空き家についてと題した岡本議員の御質問にお答えいたします。

空き家について5点にわたる質問であります。大きく分けて2つの側面から答弁させていただきます。

まず、国の空き家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行を受けて、町の空き家に対する取り組み状況、方針など述べさせていただきます。

第1の質問、今後の実態調査については、今までの経緯をおさらいしたいと思います。

御嵩町における空き家の状況を把握するため、平成25年度に空き家・通学路標識調査を実施しました。その調査結果は、既に議会に報告しましたとおり、破損がひどく倒壊の危険性が高いとされたCランクのものが13棟、さらに移住不可であり、かつ倒壊した場合、他の建物に被害を与える空き家をDランクとし、これが7棟あることが判明しました。この調査結果をもとに、管理不全な状態の家屋のうち倒壊の危険度が高いDランクとされた家屋について、所有者が判明した6棟分について、御嵩町安全な生活環境づくりに関する条例に基づく適正管理の依頼を平成26年5月に通知したところ、そのうちの1棟が所有者により解体、撤去された事例がありました。そして平成26年9月定例会に、御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例を上程し、翌年1月1日から施行となり現在に至っております。

今後の実態調査ですが、条例第12条に規定する空き家等審議会を設置、委員の委嘱も完了しています。委員構成は、町顧問弁護士、1級建築士、防災士、消防署、警察署、住民代表の7名となっております。これら委員が所属する各機関と空き家に関する情報を共有しながら、今後進めていくことを考えています。例えば消防署は防火対策として、警察は防犯対策として、それぞれ空き家に係る情報を有しているケースがあり、それを共有することで一体的に対処できると考えています。

土地と建物の所有者が同一の方であれば、空き家に係る必要な措置についての指導、助言が条例の規定どおりスムーズに行うことができますが、そうでない場合があります。土地と建物の所有者が別々であり、両者とも町内に在住していない場合など、法的にクリアすべき点もあり、条例の規定どおりの指導をすることが困難な状況があります。そのような事案については、審議会メンバーである町顧問弁護士に相談の上、善後策など協議の上対処しています。ただし、こういった事案には時間がかかり、場合によっては解決のために費用が発生することも想定されます。

次に、行政代執行についてお答えします。代執行につきましては、条例第11条に規定があり、実施することは可能です。しかし、条例案を議会上程した際にも説明させていただきましたが、家屋は所有者が維持管理することが原則であります。代執行に係る費用の徴収ができる見込みが立つことが代執行する最低条件であると考えます。

特別措置法第15条では、財政上の措置等についての規定があります。空き家等の除去等に要する費用に対し、社会資本整備総合交付金で40%の補助、または特別交付税での財政措置なども規定されていますが、詳細は現段階ではわかっていません。

いずれにせよ、これらの財政支援があっても100%補助ではないため、町の一般財源を支出する事態は何ら変わっておりません。安易に公金を使用することは慎重に対処しなければならないと考えます。ただし、周辺住民等に危険が差し迫っているような緊急性のあるケースにつ

いて対処する事態も想定しなければなりません。その場合、補正予算の上程、議会の承認が必要となりますので、その際は御審議よろしくお願ひしたいと思います。

3点目、空き家のサポート体制に関し答弁いたします。

条例第13条では、空き家等の所有者、町、それぞれの責務を規定しています。その第1項で、空き家等の所有者は空き家等を適正に管理する責務があること、みずから使用する見込みがない場合は有効に活用するよう努めることが規定されています。それに対し第2項で、町の責務は空き家等の有効活用に関する理解を深めるための広報活動、啓発活動を行うものと規定しています。

したがいまして、町はあくまでも空き家等の適正管理を住民等に呼びかける啓発を「ほっとみたけ」などを通じて積極的に行っていきたいと思ひます。その一環として、まず来る9月15日回覧では、岐阜県住宅供給公社の空き家住まい総合相談室のチラシを回覧します。そこには空き家を売りたい、貸したい、壊したいなど、空き家の所有者を対象にさまざまな相談に応じる窓口の設置案内であります。詳細は9月15日回覧を見ていただきたいと思ひます。

今後も空き家バンクの周知とあわせ所有する空き家でお困りの方や、空き家の有効活用を考えている方、居住を希望される方などへ早目の取り組み、対応を促すような広報活動をしていきます。

それでは次に、空き家の有効活用の面から述べさせていただきます。

空き家バンク登録の情報収集、情報発信、相談等のワンストップ窓口の設置についてお答えします。

議員の言われるとおり、平成27年1月に空き家バンク制度をスタートさせました。現在までの登録物件は確かに3軒であります。しかし、実際町に寄せられた空き家情報はそれだけではありません。寄せられた情報の物件を確認しますと、その実態は、いつかは使うかもしれないという思いで空き家を手放す気はなかったが、高齢になり、もう御嵩に戻ることが難しくなったので、空き家バンクに登録して活用してほしいといった情報もいただいております。しかし、こうした物件は何年も空き家に手をかけていないため、リフォームにも耐震化を含め相当なコストをかけないと住むことが困難な状態の物件が多いのも事実です。確かに、比較的程度のいい空き家を多く見かけますが、こうした物件はなかなか所有者からは情報が上がってきておりません。

県内でも空き家を活用して移住に結びつけている成功例として、恵那市のNPO法人奥矢作森林塾や、郡上市内の16の民間団体で構成する郡上市交流・移住推進協議会などが有名です。いずれも地域のコミュニティーを大切にする人たちが中心となって活動して成功事例を生み出しています。

ただ、どちらの組織も移住さえしてくれればいいとしたオールウェルカムではありません。一緒に地域活動や体験をしてくれる移住候補者と接点を持ち、体験活動を通じてこの候補者であるならば、将来地域のため一緒にコミュニティーを運営していただけると思われる移住候補者を選定しており、それが多くの移住、さらには定住につながっていると考えています。

なお、つい最近のことですが、県外から家族ぐるみで御嵩町に移住された事例もあります。町の場合、空き家周辺の住民から、あそこに空き家があるからバンクに登録したらどうかといった情報もいただいています。そういった情報も大切にしながら、さらに一歩進んだ行動が必要と考えます。つまり、周辺の住民が昔培ったきずなで空き家の所有者に働きかけてもらい、さらには移住者があった場合、そこに住み続ける人たちの積極的なコミュニティー力を生かしていただいたほうが本当の意味での空き家活用、つまり移住定住はまとまりやすいと考えております。行政はそのための誘導策、仕掛けを考えていかなければならないと思います。町では人口減少対策として、移住定住促進策を実施していくため、現在策定中の総合戦略にも空き家の利活用を盛り込んでまいります。

内閣官房が実施した東京在住者の今後の移住に関する意向調査によると、具体的な移住時期は決まっていないが、移住を検討したい人は4割に上ります。その移住したいきっかけは、結婚や子育てが多く、移住する上での不安や懸念は、働き口が見つからない日常生活や、公共交通の利便性を上げる人が多いことがわかりました。さらには、移住を検討する上で困っている点は、情報が十分でない、情報の入手先がわからないを上げる人が多いこともわかりました。

こうしたデータを踏まえ、御嵩町への移住定住につながる魅力ある情報発信を行うため、今回上程した補正予算においても地方創生事業の一つとして、御嵩町移住交流子育て支援ポータルサイト構築事業を計上させていただきました。空き家バンクなどの物件情報だけでなく、移住定住に関する情報と、子育て支援情報などを包括する魅力あるポータルサイトを構築し、移住促進と子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えています。こうした情報発信については、企画課が担当ですが、既に説明させていただいたとおり、移住には子育てなど福祉や教育といった環境整備が多方面にわたっています。そのため空き家の有効活用としての総合窓口は企画課とし、庁内各課連携の上、移住相談に対応していきますので、御理解よろしく願いいたします。

最後に、空き家改修に係る助成制度についてお答えします。

空き家バンク制度を利用して移住するためには、議員の言われるとおり、必ず空き家のリフォーム等の費用が必要となってまいります。管内や周辺の市町村においても、新築家屋にも適用する報奨金制度や空き家バンク登録物件を改修するリフォーム補助制度などを整備していることも承知しております。支給額を調べてみますと、近くでは七宗町が住宅取得した場合に52

万円の高額支給しているところを除いては、平均して10万円から20万円の支給となっています。こうした制度は、どこの市町村も同じような制度では一時的には移住に効果をもたらしますが、本当の意味においては定住につながらない可能性もあります。県内では、定住を見据えた特色のある取り組みとして、飛騨市の住宅を取得された移住世帯に対して、10年間、1年当たり米1俵を支援する米10俵プロジェクトが有名です。

御嵩町の特色の一つとして、町内企業に勤務する従業員の多くが他市町村から通勤している実態があります。制度を整備するに当たっては、例えばこうした町外からの通勤者の方たちが御嵩町に移り住み、御嵩町で働くことができることを応援する、そのような特色のある制度を検討していきたいと考えています。空き家対策のみの助成に終わることなく、総合的に定住策を考えていく必要があることから、総合戦略策定を通じて対応策を検討していきたいと考えております。以上で答弁を終わらせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。大変御丁寧にお答えいただきました。

再質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、特定空き家についてですけれども、今後空き家についての実態調査ということで、審議会をつくったということですね。そして、情報を共有しながら調査を進めていくということですが、特定空き家については、県のほうも今年度中に調査、そしてその後2年の中で特定空き家を認定するものはするというような報道だったと思うんですけれども、この特定空き家については、その情報共有しながら調査を進めていく中で、特定空き家ということで指定をするということはもちろんなさるのかという点が1点。

それから2番目ですけれども、緊急性のあるケースについてをおっしゃっていましたが、この緊急性のあるケースというのは、町長が判断されるのか、あるいは審議会等で諮ってそういう対応をするのか。緊急性がある、もちろんこの特定空き家というのが緊急性、倒壊などの危険があるものというふうになってくるわけですが、ここで倒壊の危険がある、あるいは近くの住民の方、あるいは歩いている人たちにとって危険を及ぼす、あるいは台風とか大雨などのそういったことで一気に倒壊など危険のあるとか、そういった緊急性のあるケースについてのちょっと対応をもう一度教えてください。

それから4番目のことですが、恵那市と郡上市の例をおっしゃられましたが、私も実は恵那市へ行ってまいりました。その中で、本当に恵那市には、企画課の中に企画課ふるさと活力推

進室内というところに恵那暮らしサポートセンターというのがあって、その中でこういった始めよう恵那農山村体験、そしてゆったり快適恵那の暮らし定住促進サポート事業の紹介ということで、これ非常に見やすいこんなチラシができていたり、古民家等リフォーム塾、それから恵那の暮らしをいろいろな福祉や教育、そして子育てという点からも紹介しているような、こんなのを下さいまして、3人の方が対応してくださいました。窓口があり、そして非常に親切な対応をしてくださったということで、御嵩町においても企画課が窓口だということなんです、御嵩町はその今空き家について管理ができないというものについては総務課防災安全係、そして活用のほうについては企画課ということなんですけれども、そういった窓口がまだ今担当の方がそんなにたくさんいらっしゃるわけではありませんし、それからこれから先そういうポータルサイトをつくることによって非常に問い合わせ等もあるし、それから当然受け入れ体制もしっかり整えていかなければいけないということで、この今後窓口についてももう少し充実したものになるといいかなあとと思いますが、その点について何か御見解があればお願いをいたします。

以上、3点について再質問をいたしますのでお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、3点についてお答えさせていただきます。

まず1点目、県の指導もあり、空き家の実態調査を今後どう進めていくのかに関しましては、確かに県のほうから法律の施行を受けて、特定空き家に関しての調査を進めるよう照会が来ております。当然、町といたしましても県の指導に基づくばかりでなく、法律で決まったことですので強力に進めていくというふうに計画をしております。

2点目でございます。

緊急性のケースをどういうふうに判断して持っていくのか。これは、まず最初には特定空き家審議会等で審議してもらった上で、その前段階で指導、助言、勧告等というのがありますので、そういう経緯を踏まえての最終的な判断で、なおかつ執行部としては町長の判断がそこに加わってくるということでございます。なおかつ執行するに費用が伴う場合は、補正予算ということで、ここは議会の審議をお願いするという流れでございます。

最後、3点目でございます。

総合窓口、恵那市の例も出されたと思います。恐らくその恵那市の3人の方は、市の職員ばかりではないと思います。それに特化した方を雇われて、それ専門にやられているというのが実情かと思いますが、詳しくは調べておりませんが、議員御指摘のように、危険な空き家

については総務防災課、活用については企画課ということで分かれておりますけれども、それは同じ総務部内ですので当然連携させていきます。さらには、ポータルサイトをつくれれば子育て支援も加わってきます。そこは当然福祉とも連携させていく。ですので、ある方が移住の関係で、住宅改修の関係で窓口に来られて、企画課にまず来ますよね、そこでほかの課へ案内するなり、ほかの課の者から担当を呼んで説明をさせる。来られた方が迷わないという体制で取り組んでいきたいと思っております。こういう対応は、今回の件にかかわらず全てのケースにもそのように対応するようなことになっておりますので、これがいわゆるワンストップですか、窓口というふうに考えております。その点だけ、他の市町村とは同じようには100%できないということをお聞きしたいというふうに思っております。以上で答弁を終わります。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

済みません、もう1点だけ確認したいことがありますので、再質問をお許しいただきたいのですが、受け入れ体制について。

議長（大沢まり子君）

受け入れ体制について、じゃあ許可いたします。

11番（岡本隆子君）

受け入れ体制については、いろいろと情報収集をされていくということですが、その受け入れ体制の中で一つ、非常に地域の受け入れという中で、地域の受け入れというのがなかなかこれが簡単なようで難しいかと思っておりますが、その点について何か具体的にこんなことをしていこうということがもしあれば、例えば地域に出向いていくとか、何か講座をやるとか、何かそういう受け入れ体制について、ただ言うことは簡単ですけど、なかなか難しいかと思うんですけども、そういったことで何か一つあればお聞かせください。最後の質問です、済みません。

議長（大沢まり子君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

受け入れ体制を今後どうしていくのか、現時点では具体的には考えておりませんが、岡本議員も言われるように、まずは町民の方の協力が不可欠、それが前提の上での体制だと思います。こういったら何ですけれども、いきなり町の職員が地域に出向いて空き家云々という話をしても、それは話は続いていきませんので、ですので、まちづくりを今後十分考えていきたいと思っております。まちづくりの中での空き家の対応という形で、地域の方たちと一緒に検討

していくということでやっていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

議長（大沢まり子君）

続きまして、9番 山田儀雄君。

9番（山田儀雄君）

それでは、ただいま議長から許可をいただきましたので質問に移りたいと思います。

私の今回の質問は2項目でありまして、1項目めが避難所での熱源の確保、2項目めが交通安全施設の更新ということであります。

初めに、避難所での熱源の確保についてであります。

昨日、実施されました御嵩町防災訓練の実施要領では、南海トラフの巨大地震、震度6弱の発災を想定し、発災後のインフラ等での被害想定としては、電気は町全域での停電、水道、ガスなどは緊急遮断弁の作動により出ない状況であり、鉄道は不通、道路も多くの箇所が亀裂と陥没も多数発生している状況を想定しています。訓練内容では、こうした大災害時に自宅が被害を受けたり、停電などで生活ができなくなった場合、町民は近くの避難所に行かざるを得なくなります。町と地域住民とで避難所の開設と運営をする訓練でありました。

実際に大規模な災害が発生した場合、避難所には健常者だけではなく、乳幼児、子供、高齢者、障害者や妊婦の方など、災害の要支援者も避難されてきます。当然に避難所では熱源の確保が大切となります。熱源を確保することにより、寒い時期であっても乳幼児の粉ミルク用の温水の確保や、要支援者に温かい食事や飲み物を提供することが可能となります。こうした避難所での熱源の確保を、東北や北海道地方では石油やまきストーブから確保されているようです。

当地域では、LPガス供給ユニットを組み合わせた設備を設置している自治体が多いようです。LPガスは、災害時に一旦は緊急遮断しますが、素早い復旧が可能であり、LPガスを燃料として発電を行うことで照明や給湯器などの熱源の確保も容易にできることから、設置されている自治体が多いことが考えられます。

特に今回の補正予算では、建設が計画がされています御嵩町防災コミュニティ複合施設での熱源の確保については、8月24日開催の総務委員会での説明で、自家発電設備、太陽光発電設備とLPガス供給ユニット設備の設置をしたい旨の説明がありました。熱源の確保をどのよう

に使い分けられますか、伺います。

特に、L Pガス供給ユニットの設置については、学校区にある避難所に1カ所の設置が望ましいと考えますが、今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

また、災害時におきます町とL Pガス組合との災害協定書の締結があればその内容をお示し願いたいと思います。

次に、交通安全施設の更新についてであります。

先日、8月21日でありましたけれども、平成27年度の交通安全施設設置要望書について、警察署、交通安全協会4支部と町とで、地域から要望のありました51項目について審査を実施いたしました。審査では、警察で対処、町の建設課で対処、町の総務防災課で対処、各支部で対処できる事項と、自治会で適正管理を願う事項などに仕分け、それぞれの機関で対処することが協議されました。特に、カーブミラーの設置やミラーの取りかえ要望や通学路の標識の老朽化による新設などでありました。カーブミラーの取りかえ要望では、ミラーに傷のあるものや曇りが出て見通しの悪いもの、冬期にいてついて見通しの悪いものでありまして、通学路の標識については、設置時期が同一なのか全体的に支柱などの老朽化しているものが多いと感じました。現在では、曇らないカーブミラーやいてつきにくいカーブミラーなども開発されていますので、予算の関係もあると思いますけれども、今後の取りかえ時にはこうした製品を取り入れていくことも必要かと思えます。

町では、カーブミラーの設置や各標識の台帳が整備されていることと思えます。平成26年度の交通安全施設関係予算の決算では、需用費と工事請負費で90万円弱の不用額となっていたと思えます。平成27年度は、要望事項だけでなく、町にあります台帳と現場確認を実施されまして安全施設整備に対処することが地域の交通安全につながると考えますし、各支部も現場確認などにつきましては調査、協力できると考えますがいかがでしょうか。

以上、2項目についてよろしくお伺いしたいと思います。

議長（大沢まり子君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、避難所での熱源の確保について、山田議員の御質問にお答えいたします。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、東北地方に甚大な被害を及ぼし、その復旧復興はまだ道半ばであります。この未曾有の大災害を通じ、自分の町では防災対策に何が足りなく何が必要なのか真剣に考え、いつ起きるかわからない災害に備えることが必要であると考えます。

南海トラフ巨大地震などにより甚大な被害が発生した場合、自分の町だけで対処することは不可能です。即座に全国に向け援助を求めることが非常に重要であると、過去に参加した防災

に関する研修会での講師の言葉が、私の記憶に鮮明に残っております。援助を求めるとはどうか、救援物資及びボランティアの受け入れがその最たるものであります。東日本大震災の報道を見て、全国から届いた多くの救援物資を迅速に避難所へ配付すること、また多くのボランティアの方たちを手際よく被災箇所に派遣すること、これらのことが非常に重要であり、早ければ早いほど復旧にかかる時間が短縮されるものと考えます。御嵩町の防災対策において、これらの措置を万全にするための防災センター建設であります。

山田議員の御質問は、防災担当にとって実を射たタイムリーな質問と感謝いたしております。今回上程の補正予算においても防災コミュニティ複合施設とありますが、施設建設の一番重要な機能は防災対策機能であります。大災害において、水道、ガス、電気などが不通になっても一定期間対応でき得る機能が防災センターには不可欠となります。

なお、平常時のコミュニティ機能は、今後地元自治会を初め住民の方たちの意見を取り入れ、知恵を出し合うことで使い勝手のよい施設にしていいただければと考えております。

それでは、御質問の本題に戻りまして、防災コミュニティ複合施設に装備される熱源供給装置及び防災安全系統装備について説明いたします。

私の説明を聞きながら資料つづり 6 ページ、7 ページを見ていただければイメージが湧きやすと思いますので、あわせて御参照願います。

まず熱源確保として、停電時に対応するため15キロワットの太陽光発電、蓄電池、燃料電池を、また自家発電設備も装備します。断水時でも飲料水確保のため、飲料水兼用耐震性貯水槽60トン槽を、さらに災害用LPガス供給ユニット及びかまどベンチ2台を装備することにより、災害時の炊き出しに対応することも可能となります。ほかにも合併浄化槽65人槽ですが、この設置も計画しております。

これらの設備を設置することにより、南海トラフ巨大地震など大規模災害が発生し、エネルギー供給インフラが途絶された場合にも、自家発電機により3日間運転が可能であり、太陽光発電を併用することで自家発電の使用量を抑えることができます。飲料水兼用耐震性貯水槽は1人1日3リットルと想定し、3日間で6,600人程度の利用が可能となります。災害用LPガス供給ユニットは3日間稼働し、1日当たり約2,400人分の炊き出しが可能です。かまどベンチが1日1,800人の炊き出しが可能であり、両方を組み合わせると1日当たり4,200人程度の炊き出しが可能となります。施設自体では避難者やボランティアを150名ほど受け入れが可能です。

この災害用LPガス供給ユニットを装備しても、LPガスがなければ用を足しません。これを補うための災害協定書について御説明いたします。

平成17年2月に、社団法人岐阜県LPガス協会可茂支部との間で、災害時におけるLPガス

の供給に関する協定書を締結しています。これは、災害発生時に相互に協力して被災者等の救援活動を円滑に行うための協定であり、全文10条で構成されています。

第1条で、災害時において御嵩町がLPガスを必要とするときは、LPガス協会に協力を要請し、第2条で、LPガス協会はその要請を受けたときは、LPガスの優先供給及び運搬について協力をする義務が規定されています。このように防災拠点施設として必要な整備するとともに、仏つくって魂入れずにならないよう災害協定などソフト面も措置しておくことで万が一の災害に備えていくこととします。

次に、LPガス供給ユニット設備は、御嵩中地区においては給食センターにガス栓ユニットが設置済みであります。9月6日の町防災訓練においてもガス栓ユニットを使用し炊き出し訓練を実施しております。上之郷地区は、今回の防災センターへの設置を計画しております。

日本LPガス団体協議会による石油製品利用促進対策事業費補助金では、LPガス供給ユニットの購入費、設置工事費の2分の1が補助となります。今後、指定避難所である学校施設に空調設備を計画しており、新設する場合はガスヒートポンプ式での空調を予定しております。したがって、有利な財源、補助金を活用しながら、学校施設空調化計画にあわせLPガス供給ユニットの設置も順次進めていきたいと考えております。

次に、2番目の質問、交通安全施設の更新について答弁いたします。

自治会からの要望に対し、交通安全施設設置までの経緯は議員御指摘のとおりであります。

平成26年度決算での交通安全対策費での不用額に係る御指摘につきましては、年度末までに緊急性のある修繕や工事が必要となるケースに備え、予算を使い切ることは避けたいと考えております。御理解をお願いするものであります。

交通安全協会支部長でもあります山田議員から、行政に対して大変心強い意見をいただきました。各機関の方たちと連携をさらに強化することで、より積極的に交通安全施設の整備を進めていきたいと思っております。

なお、曇りにくいカーブミラーについては、さきの6月定例会での一般質問に対する私の答弁のとおりであり、更新ごとに順次取りかえていきたいと思っております。以上で答弁を終わらせていただきます。

[9番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

9番 山田儀雄君。

9番（山田儀雄君）

答弁ありがとうございました。

実は、今回渡邊町長の3期目ということで、町長のこれから御嵩町の姿というものを私ちょ

っともらっていますけれども、その中に教育を中心に置かれまして防災、環境、福祉といった形に力を入れていきたいと。特に、防災につきましては災害の対応準備、これを充実していくんやと、こういうことが書いてあります。

先ほど寺本部長が言われましたように予算の関係もあると思いますけれども、順次整備していただくと、あと伏見だけかもしれないけれども、ありがたいと、こんなふうに思います。

それと交通安全のほうですけれども、実は9月1日にちょっと会議がありまして、可児地区交通安全協会で作った施設について一度総点検してほしいというデータをもたらってきております。そんなものがありましたら、町と支部で作ったデータもあると思いますので、一度支部のほうにこんなやつがありますという形で出していただくと点検がしやすいかなあと、こんなふうに思いますので、これは要望としておきますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で私の質問を終わります。

議長（大沢まり子君）

これで、山田儀雄君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。再開は10時40分とします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、3番 伏屋光幸君。

3番（伏屋光幸君）

議長から許可が出ましたので、質問をさせていただきます。

私は新人で、今まで質問された先輩議員のようにはうまく質問ができないかと思ひますので、その辺お許しを願って質問に入っていきます。

私の質問は、昨年の産業祭で起きた事故についてを質問させていただきます。

平成26年10月19日、第6回御嵩町産業祭を開催され、終了後、撤去作業中に起きた事故についてお尋ねをいたします。

役場職員が、ある日突然事故による入院をされました。現在も入院中であります。私自身の立場として心に深く刺さる思いがございます。私は、平成26年7月、御嵩町農業委員会の改選に当たり、農業委員会会長の職を選任されました。微力でありながら、会長職の中で私自身の補佐、そして助言や指導をしてくれた、彼から指導を受けました。彼の事故による入院を知ら

された後、今までに入院中の彼に2度面会をし、私は農業委員会での報告、農業委員会での担当部長の説明を求めた立場できょうまで委員、農業委員会会長を務めさせていただきました。

さきの選挙で、私は議会議員に当選をさせていただきました。その命を受けて、平成27年7月25日付にて御嵩町農業委員会会長を辞任し、新たに可児完治さん、職務代理者を後任農業委員会会長職として、8月30日の農業委員会定例総会にて正式に決めていただきました。

心に残る町職員としての立場、病気治療中を案じながら、この事故について町当局に当時の経緯と入院中の対応を含めた現在の様子をお聞きしたい。1つ、事故発生状況について、1つ、公務災害適用後の対応とその後について、1つ、平成26年度産業祭開催についての反省点はどうか、以上についてお答えをしていただきたいのが1点。

それから平成27年10月18日、第7回御嵩町産業祭の開催に向けて、御嵩町町民に開催についての回覧が配布されましたが、一体平成26年10月19日に起きた役場職員の事故に対する町の責任、反省はどうか。彼の将来を思うとき、忘れ去られようとしている時代の流れの中で、本人の将来と、一瞬にして家族生活環境が変わった家族の1年余り。この1年余りになろうとしているこの時点になっても、当時の事故処理に対する責任について果たされていないのはなぜか。行政処分は行わないのか行うのか、町の最高責任者としての責任の明確化、担当部長、所管担当部局職員の責任の明確について明らかにしてほしい。その上に立って、平成27年度産業祭が開催されることは望ましいことと思いませんか、お答えをいただきたい。以上であります。

議長（大沢まり子君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、昨年の産業祭での後片づけにおいて、役場職員1名が負傷した事故について、伏屋議員の御質問にお答えいたします。

まず事故発生から現在に至るまでの経緯を事実関係に基づき時系列で説明するとともに、被災した職員の現況もあわせて報告させていただきます。

なお、個人情報に係る部分もございます。入院先の病院名など、固有名詞での答弁は控えさせていただきますことを御了承願います。

平成26年10月19日日曜日、御嵩小学校で開催された第6回御嵩町産業祭は、当日好天にも恵まれ、参加者も多く、大変にぎわったイベントでありました。産業祭終了後、役員、関係者による後片づけが始まり、役場職員もスタッフの一員として小学校北側駐車場のメイン会場で机、椅子、テントを片づけていました。さらに、テントのおもとしていた土のうを、役場公用車の2トントラックに積み込み回収する作業もしていました。その際、リフト付きのトラックで

あったため、誰かの指示ではなく、その場で従事していた職員が自発的にリフト部や荷台などに分かれて土のうを積み込み、会場内を移動していた。体育館裏の土のうの積み込みが終わり、北側駐車場からサブ会場である小学校グラウンドに移動することとなった。この移動の際、被災職員を含めた5人の職員がトラックの荷台及びリフト部分に自発的に乗り込んだ。荷台の前部には、土のうを積み込む前に積んだ備品があり、土のうも荷台後部に積んでいたため荷台に5人が乗り込む余裕がなく、被災職員を含め3人がリフト部に乗車した。この状態でトラックを発進させ、町道へ出るため一旦停止後、左折をする際、被災職員がリフト部から転落した状態になりました。直ちに同乗していた職員が転落した被災職員に駆け寄り、状態を確認するとともに救急通報をした。救急車内では意識はあり、搬送先の病院に到着後も看護師の質問に答えていた。しかし、精密検査の結果、転落した際、頭部を強く路面に打ちつけたことにより脳に損傷があることが判明、容体もその後急変したことから、翌日20日月曜日にかけて手術が行われた。

その日の午後6時、改めて入院先を訪れ、被災職員の御家族に状況を確認した。手術したがまだ脳に損傷は残っている、昏睡状態が続き予断を許さない状態であるとの返事であった。

21日火曜日午後、町長、副町長が被災職員を見舞っております。

22日水曜日午前、御嵩小学校の事故現場において、可児警察署交通課による現場検証が行われ、関係職員が検証に立ち会った。検証後、トラックの荷台及びリフト部への乗車は道路交通法違反であると指摘される。また、御嵩町ではこれまでイベントの撤収作業時など、今回と同様のことが常態的に行われていた経緯があることも証言している。

23日木曜日午後、被災職員の御家族が来庁され、入院費なども含め、今後の補償に関する公務災害補償について担当者が説明を行った。

24日金曜日、勤務時間終了後、職員全員集会を行い、事故の状況、被災職員の現在の容体を報告。この中で、今回の事故は公務災害と考える、被災職員の回復を祈るとともに、役場を挙げて誠意ある対応をしていくことを述べた。

25日土曜日午後、被災職員の御家族、御親族の方に対し、役場にて事故状況の説明を行う。その席上、事故を起こしてしまった役場の対応が叱責されるとともに、家族のためにも公務災害補償手続を迅速に進めるよう要請を受ける。

28日火曜日午前、御家族了解のもと、報道各社へファクスにて記者発表を行う。

事故発生の翌日10月20日から転院する翌年2月9日まで、ほぼ毎日被災職員の見舞いのため病院を訪れ御家族に会い、本人の状況など確認することを続けました。

この中で、12月22日月曜日、商工会会長以下役員の方が病院に被災職員を見舞い、商工会女性部による千羽鶴を贈っています。

また、転院先の病院にも改めて町長は見舞いに訪れています。

現在、被災職員は2度目の転院を経て近隣の病院に入院をしており、今も治療を続けております。本人の容体は、生命の危険から脱し、見舞いに来た私たち職員に対し、顔を向け誰が来たのかわかるようなそぶりを見せるようになるまで回復しています。今後も見舞いを続けていきます。

次に、公務災害補償に係る御質問にお答えします。

地方公務員災害補償制度は、地方公務員等が公務上の災害、いわゆる負傷、疾病、障害または死亡などの災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって地方公務員等及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

今回の事故は、主催である御嵩町産業祭実行委員会の構成団体の一つとして御嵩町が参加しており、この産業祭に従事する職員は、当然職務命令による職務遂行中に被災したものであり公務上の災害であることから、町としましては、地方公務員災害補償法第3条により設置される地方公務員災害補償基金に対して、被災本人及び御家族のため公務災害認定を請求する手続を開始しました。請求に当たっては、御家族に制度の説明を行い、何回も話し合いを重ねた上で御家族の方に承諾していただき、平成26年11月10日付で申請を行いました。被災職員の症状が日々変化することもあって認定には時間がかかったものの、平成27年1月19日付で正式に認定通知をいただきました。

公務災害の制度上、認定があつて初めて補償が受けられます。決定までの間、入院先の病院に対しては、町から公務災害申請の状況など事細かく説明させていただき理解を求め、町の要請に応じていただいた病院に対し感謝しているところであります。

現在、被災職員は療養補償として治療費の全額が補償されている状況ですが、症状が変化することもあり、医者の診断書に基づきその都度追加の公務災害の認定申請を行うなど、町としても被災職員及び御家族のため尽力していきます。

今後は、症状が安定した状態、いわゆる症状固定した場合は、公務災害補償制度における障害補償の適用となりますので、改めて御家族に説明をさせていただきながら手続を進めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

最後に、平成26年度産業祭の反省点はどうかとの御質問にお答えします。

産業祭が終わり、翌週の月曜日10月27日、産業祭実行委員会の反省会がありました。会議の冒頭、実行委員長が、産業祭後片づけ時において大きな事故が発生した。よってりやあみたけも含めて、今後のイベントの開催のあり方に向けて検討する必要があると挨拶の中で述べています。これを受けて、実行委員よりさまざまな意見、反省点が出てきました。その一部を紹介

いたします。

イベントが終了すると早く帰りたいがため、慌てて片づけをする傾向にある。今後の事故防止も含め、余裕を持った片づけを周知すべき。事務局として、安全面に配慮した全体計画を練り直す必要性を感じた。出店ブース内で何かあった場合は、救急車両も通りにくい状況にあり、細部にわたって検証する必要がある。今回の事故を受けて、イベント等が縮小されるのではないかと懸念する。安全に配慮した上で、今後とも前向きな考えで町を盛り上げたい。こうした意見を聞いた上で、最後に実行委員長は、今回の事故からいろんな点を反省し、改善していかなければならないことがわかった。実行委員長としての責任を痛切に感じている。けがを負われた職員の早い回復を祈るのみであり、実行委員会としての見舞い等についても役場当局と調整して対応していくと述べられ、反省会を終了しています。

これを受け、ことしの産業祭開催に向けた第1回目の実行委員会が先月8月31日に開催されました。実行委員長は、昨年の事故を踏まえ、事前の安全対策、開催中の安全管理をしっかり行うよう役員に述べています。今後、安全対策マニュアルを作成し、全員が認識の上、産業祭に臨むことになっています。

ここで注意しなければならないことは、事故を起こした原因は役場職員の不注意であります。全ての役場職員、組織の問題であると考えする必要があります。事故発生後、職員集会などを通じ注意喚起してきておりますが、この場をおかりして、改めて私も含め全職員に伝えておきたいと思います。

今回の事故は、職員の安全意識の希薄さから起きたものであり、またそれを許していた組織の規律の甘さである。イベントにおいてスタッフとして従事する職員は、職務として従事している。来場者の安全確保はもとより、自分自身の安全も図らなければならない。そのためにも交通法規を遵守するなど、細心の注意を払い職務に従事すべし。管理職はそのことを部下に徹底させるべし。万が一守らない職員がいれば、遠慮なく注意し合う緊張感ある組織であるべし。

最後に、産業祭を所管する部長としての責任は重大であると私自身強く認識をしております。今後も被災した職員、御家族に対し、誠意を持ってその対応に当たります。以上で私の答弁を終わらせていただきます。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

伏屋議員がデビューということで、大変緊張しながらもいい質問をしていただけたと思います。

なぜ処分等々がおくれているのか云々についても、これを機会に説明させていただく時間を

つくっていただきましたこと感謝申し上げます。

また、前農業委員会委員長、会長としての担当者への対応、また御配慮に対し心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

私も事故発生の直後報告を受けまして、それ以降、大変残念な思いと心を痛めております。

これまでの町の対応は、ただいま部長が答弁させていただいたとおりであります。

伏屋議員の私への質問は、処分と責任の2点についての質問であったかと思えます。その点についての答弁をさせていただきます。

まず結論を先に申し上げますと、処分も責任の明確化もいたします。問題はその時期ということになります。物事には、質問の中にもありましたように、一つの節目は重要であると考えるのは、私も伏屋議員と同じく共通の認識がございます。

この事案については、年のかわる昨年の12月、そして最も大きな節目である本年度の2月、年度がわりの前、そして私の2期目の任期終了前の本年5月、3回のタイミングで協議や確認を行いました。特に2月の段階では、年度が変わりますと人事異動もございますので、その点は早く結果をお出ししなければいけないという思いがありましたので、時間をかけて協議をいたしました。

最終的な判断は、全国の自治体の同様の事故があるのかなのか。また、あった場合にどういふ処分がされているのか、どのような時期にされているのかということでありました。これらの全国の事例を分析いたしますと、当該自治体の処分は、全て道路交通法上の処分が検察庁で決定されてから、その被害や過失の重さに基づいてされております。当初より可児警察署交通課長から受けておりました説明を数回確認をしております。次のような説明をいただいております。

警察は、被害状況など確定したことをもって検察庁へ書類送検する。事故により負傷した被害者の容体が確定することが必要である。そのための確認書類として医師の診断書が必要であり、その提出を家族を通じ病院に求めている。診断書が提出されれば検察庁へ送付し、早ければ3カ月で処分が決定されると思う。まだ治療が継続しており、治療の完了をもって医師は診断書作成をされると思われるという説明でありました。

御嵩町行政といたしましては、地方公務員法における分限処分と懲戒処分に基づき当日の従事者5名、職責の対象者3名の確定をしており、加えて特別職である町長と副町長の自主的対応をすることは既に確認しております。特別職である町長、副町長については、産業祭実行委員会の最高責任者である商工会議所とも慎重な協議を実施した上で対応したいと考えております。

したがって、医師の診断書が家族によって警察に提出され検察に送検された後、道路交通法

上の処分が確定した時点で速やかに御嵩町行政としての処分を実施することとしておりますので、ぜひこの点を御理解いただきまして、普通感覚では時間がかかり過ぎているとお思いの方も多くお見えになるかと思えます。ただ、法的に言えば警察の判断というのが、またその後の書類送検をされて検察側の判断がされた後ということが望ましいと私も考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいとお願いしまして、私の答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

3番 伏屋光幸君。

3番（伏屋光幸君）

ありがとうございました。

最初から答弁をいただければ私は満足しておりますので、今言われたことに対して今後追及質問ということは私自身は行いませんので、ぜひ以上述べられたことを守っていただきたいということで、新人議員として申しわけない考えを申し上げましたが、私の思いはあすの御嵩町産業祭がすばらしい祭典でありますとともに、あつてはならない事故と行政職員の緊張感を求めて私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、伏屋光幸君の一般質問を終わります。

続きまして、町長の施政方針に対する質問を行います。

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。

私も2期目の議員となりまして、4年に1度の町長所信表明に対する質問のチャンスを逃すことなくチャレンジさせていただきますので、町長のきめ細やかな御答弁を期待しておりますのでよろしく願いいたします。

町長におかれましては、まずもって3期目の町政を無投票という形で、御嵩丸の船頭としてかじ取りを任されたことをお喜び申し上げますと同時に、1期目のときのように新鮮な政策を打ち出していただい、御嵩町民を牽引していただきたいと思えます。

町長選挙において無投票になりましたので、今回は多くの町民の方にマニフェスト等説明する機会が余りなかったやに考えておりますので、私の質問が町民の方に役立つことを願い質問に入ります。

まず前段であります、今回前々より町長の所信表明に対しての質問を私自身しようと考えておりましたので、1期目、2期目の所信表明を多少なりとも読み込んでおりますが、1期目

はこれで、2期目は変則的な定例会でしたのでかなり長く所信表明をしておりますが、前段での今後4年間の町政を担っていくに当たり、キーワードとなる言葉がはっきりと今回は出ていなかったように思います。1期目は情報公開や現場、そして対話、2期目はマニフェストの実現、今期は言葉にするならば、今後4年間、町長の政治姿勢はどのような言葉であらわせませうか。まず最初にお伺いします。町民として思うことは、町長の3期目、このような感じで進んでいくということは全員が知りたいことなので、もしそのような言葉がありましたらよろしくお願ひします。

次の質問に移ります。

施策の中心に教育を位置づけることについてであります。

町長選挙が無投票に終わり、翌日の新聞報道で、町長が教育という言葉を出されておりましたので、今回の所信表明では何か大きな政策的な花火でも打ち上げるのか考えておりましたが、具体的なお話はされなかったもので二、三点お伺いします。

まず教育施策の対象であります。町長の今後考えておられる教育というのは、子供に対しての教育なのか、また若者に対しての教育なのか、大人に対しての教育なのか、町民全体に対しての教育であるのか、まずお伺いします。学校教育の充実、生涯学習の充実、教育環境の整備等々、まさに教育というキーワードは地方創生の全てに絡んでくる言葉だと思いますが、どこを見据えての教育なんでしょうか、よろしくお願ひします。

外国語という言葉がありました。低学年の英語教育の話も多少執行部のほうから伺っておりますが、以前より町長がお話しされておりました、これは施政方針にはなかった文言ですが、名鉄広見線の存続と東濃高校のワンセットの活性化の中で、県の教育委員会や東濃高校に対して、外国語教育というキーワードをもってどのような提案や進言をし、かかわり合いを持っていきますか、お伺いします。

次に、公共施設の整備についてであります。

今回、町長は防災コミュニティ複合施設、御嵩町庁舎、中保育園について触れられております。防災複合施設については、今回の定例会に補正予算を計上され、平成27年度、28年度で外構工事、本体工事、附属工事と進んでいくよう計画されておりますが、あとの庁舎の整備検討は大まかなスケジュールは考えておられるようですが、中保育園と老朽化対策のほうは全くの白紙のようであります。両施設とも検討委員会が発足して1回目の会議が持たれたようですが、町民の方がまず知りたいのは、場所、規模、予算、施設内容等々いろいろあるわけですが、まず一番初めに知りたいのはいつごろと考えます。公共施設の老朽化対策は、耐用年数等を考慮し順次考えていかなければなりません。町長の考えておられる庁舎、中保育園の整備、老朽化対策のスケジュール的なものが町長の頭の中にあればお伺いいたします。

次に、地方創生について質問します。

御嵩町においては、地方自治体においても国が先行して定めたまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することとされております。産官学金労言の有識者の方が1回目の会議をされ、先日2回目会議されましたようですが、広く町民の方に意見募集をされているようであります。ただ、本年度は第五次総合計画を策定中であり、そのときにも若手職員によるワークショップをされておりましたが、総合計画との整合性はもちろん図られて策定されていきましたが、同じような成果物ができ上がってもだめでしょうし、この御嵩町地方創生総合戦略においては、総合計画との違いをどのように出されていくのか1点だけお伺いします。

次に、観光事業についてお話がありました。

先回の定例会でも私少し質問したところでありますが、観光客誘致のターゲットを外国人も視野に入れていくということのようです。その話の中で2名のフランス人の研修生受け入れの話は、私自身も2日間の労働体験と1日の観光を受け持ちましたが、そのとき私自身が思いましたのは、本人たちもいい経験ができたのはもちろんであります。私も会社の若手職員もいい刺激を受けました。そして一番感じたことは、そのときは3家庭のホームステイと若手経営者による5社の労働体験でしたけれども、御嵩町のおもてなしの心は捨てたもんじゃないと強く思いました。よってりゃあみたけの夏祭りでは、グリーンテクノの外国人女性の社員の方に、婦人の会の方と御嵩公民館が協力、中心となって浴衣を着せて楽しませておられました。

ここで町長に提案であります。どこから観光の窓口が開いていくかわかりませんので、グリーンテクノの外国人労働者の方との交流も考えてみてはいかがでしょうか。積極的に外国人の学生、労働者の研修などを受け入れてみてはどうでしょうか。

まとまりのない拙い質問になってしまいましたが、よろしく御答弁のほう、町長、お願いします。以上です。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

施政方針に対する高山議員の質問にお答えをいたします。

施政方針の最後のところで、私は役割という言葉について述べさせていただきました。最適な人材が最良の仕事をするということを役割を果たすと言わせていただきました。私は、町長としてその役割を果たすのみであります。高山議員には、議員として、また副議長として、そして地域のリーダーとして、その他多数の会社での役割もあるかと思っております。その役割を果たしていかなければならない立場であるかと思っております。その点は、私と力を合わせてやれる

ことはやっていきたい、このように思っております。

私自身議員時代、委員長ならば委員長としての役割、議長なら議長としての役割、これらを果たしてきたと自負しております。ただ、この役割を果たしたということは、なかなか評価に結びつきませんし、時間がかかるという難点がございます。

さて、御質問の目玉となるような言葉というようなことがございましたが、残念ながら今回はそうした言葉を使いつつ選挙を進めるということはありませんでした。時間が云々ということもありますけれど、非常にこれからの4年間というのは、8年間のまとめをしっかりとしていくということにあると思っておりますので、非常に裾野を広げてまいりましたので、それをいかに答えに結びつけていくかと。

ただ、物事には必ず起承転結というものがございます。議員の1つ目の質問に当てはまる起とは、始めるのは人であります。いわゆる人づくりであります。そして承とは、真に役割を果たすこと、これは継承するということでもあるかと思えます。そして転とは、かわるということでもありますので、守りから挑む気持ちを持っていくということでもあります。そして結とは、やはり結論であり、未来との糸を結ぶ重要な答えである、そのように考えております。これを文章にしますと、人が挑戦する気で役割を果たせば、活性化した町を未来につなぐことができる、そういうメッセージかなと思えます。あえて一文字選ぶとしたなら、この4年間は挑むという文字を選びたいと考えております。

政治というのは、先ほど申し上げたように死んでから評価される政治家もお見えになりますので、評価及び褒め言葉は期待しないという気持ちで臨まなければいけない部分もあるのではないかと考えております。

そして、教育について2点目に入りますが、まず学ばなければいけない、先ほどの役割でもありましたけれど、その立場であるのが子供たち全てが対象であるということは確認するまでもございません。そして、生涯学習の分野で私が心配しておりますのは、かつて対立軸が明確にあった時代というのは、御嵩町では参加型の町になっていたと、全国でも最先端の道を歩んでいたと、そのように思っておりました。現在は、その時代を経験しない、また記憶に残していない空白の世代が多くなった、このように感想を持っております。

モグラたたきのように何か出てきたらたく、何も出てこなければ何もすることがないという人材ではなく、イメージーションを持つ人材たちが必要とされており、これが御嵩町の今後のテーマとなるであろうと考えております。

次に、外国語教育、東濃高校ということで具体的にありますけれど、まず御嵩町立の公立小・中学校において、これ保育園まで実は含めていきたいと考えておりますが、とりあえず具体的な部分で、来年度からぜひ間に合うものは実施していきたい、そう思っている部分について

ては、まずは指導者の充実をさせるということであります。とりあえずALT1名増、各学校の指導者を指導する講演会、国が行っております英語イノベーションの指定を獲得する。これは国の判断によりますので、必ずできるというものではございません。

また、目標としては小・中英検テスト実施。これは町単独でも行いたい、このように思っておりますし、教育長からも提案があります。目指すところは、英検の3級を中学校3年生は全部取れるというレベルに達することであります。これに対しての補助金をつけていきたい、このように考えております。

また、東濃高校には母国語が英語という生徒が何人もいます。人数でいきますと全部で35人ぐらいおります。彼らは多分日本語よりも得意じゃないのかなと思うんですが、こういう母国語、英語の高校生の活用ではありますけれど、高校生自体を活用することも含めて、卒業した後も何らか町の語学学習に対して力を添えていただけないかと、そのスキームをつくっていききたい、このように考えています。これは企業からも要請があります英語の先生が欲しいというようなオーダーもありますので、町から何とか派遣できるのかどうなのか、その点についてもいわゆる法的な部分、また職責の部分も含めて考えていきたい。こうして充実していけば保育園にでも出張させることができるような体制がとれていけば、それは一番語学としてはいいんじゃないのかな。

また、でき得れば中山道御嶽宿かいわいの方々は外国人が最近多いようですので、そのあたりのおばちゃんが英語で声をかけられるような、そんなレベルになったらどうかなということを考えております。ぜひそういう講座を企画しましたら高山議員も積極的に参加していただきたい、このように思っております。

そういう意味で人材があるわけでありますので、ぜひその人材をまず掘り起こしていきたい、最大限有効に使っていききたい、語学学習についてはそのように考えております。

次に、役場本庁舎及び中保育園の整備についてお答えをいたします。

スケジュールをというお話でしたので、スケジュールについては、基本的には私の任期中に完了したいという思いはございますけれど、少なくとも今やっと審議会第1回を開催していただいたレベルでありますので、年内ぐらいにはその答申をまとめていただき、その上で議会にお示しし、議会の皆さんに御議論をいただくと。そうこうしていますと多分1年ぐらいは過ぎていくんだらうなということは思っております。そこから設計とか調査にかかるわけですので、でき得れば私の4年間の中で完了が理想的ではありますが、方向性は確定させた上で4年間を過ごしたい、そのように思っております。

スケジュール感でいきますと、今の御嵩町役場を耐震補強だけをしていく場合と、そうではなく移設、またほかへ、もう少し距離のあるところに移設をして中保育園と同時に同じような

立地で行っていくというような結論が仮に出るとすれば、もうプラス1年ぐらいはかかるであろう、コンパクトシティという考え方もありますので、そうした公共施設を1カ所に集めていこうという考え方が議員の皆さんから示されたら、またこれは私たちの大変重要なテーマになるかと思っておりますので、その点についても議員の皆さんも庁舎についてはお2人委員になっておられますので、その情報をお聞きになりながら判断の基本的な部分をしていただけたらと考えております。

次に、総合計画についてであります。以前加藤議員の質問に答弁させていただきました。法的義務というものが自治体に対してはなくなりました。ですので、10年間の御嵩町の理念であるとか理想を目指すところとして、一つにまとめていくということが総合計画の主たる目的になる、変わってきたというふうに思います。かなり総合計画、過去のものは具体的なものが述べられておりましたけれど、かなり抽象的なもので私は十分だと思います。なぜならば、これから10年先を考えたとき、私たちが想像だにできないような時代になっている可能性も大いにあります。その私たちが今10年後を想定して目標は定めますけれど、その形に町を当てはめようとしたらかなり無理がある場合も出てくると思いますので、理想的な町はこうだという理念を示せばいいのかなというふうに思っております。

これまで総合計画に基づいて3カ年実施計画や、5年後の中間での見直しということが法的に総合計画を制定した場合には求められておりましたけれど、逆に今回は地方創生の関連で5年間の町の行く末を見るという形になっておりますので、かなり具体的なものを地方創生で、そして総合計画では理想的なまちづくりを提言していただくと、定めていくという方向になっていくかと思っております。

6点目の外国人観光客のターゲットについての御質問にお答えをいたします。

あえて言いますと知らぬ間にということでもありますけれど、中山道を欧米人が往来したり、留学生の受け入れの話が進んでおりました。民間の力というのはすごいなと思っております。

先ほど空き家の質問も出たわけですが、実際に具体的に動いていくのは、民民の力で動いていきます。役所は、登録してそこからどんな発信をするかということでもありますけれど、グルメの関連の情報でもそうですが、ほぼ口コミが一番正確な情報だということ。つまりは、移住定住についても口コミが非常に重要ではないのかなと思っておりますが、こうした海外との交流も民民で先に行っておられるというのが私の感想で、町長として知らぬ間にそうなっているということが多くあります。

町外の日本人から教えられる御嵩町の魅力も多かったわけでもありますけれど、外国人から教えられる御嵩町の魅力にはむしろ新鮮さを感じております。施政方針で述べましたように、外国人の来訪をPRすることによって日本人観光客へのアピールになればと考えております。

今後、海外との交流については、フランス人受け入れに対し礼状が来ておりますので、それを御紹介しておきたいと思っております。その内容を抜粋しますと、事業を実施している芸術海外交流会のお話でありますけれど、フランス、グランゼコール校の彼らには、この労働研修は大学での必修科目ということになっております。毎年受け入れ先を探すのに大変苦勞しております。今後も研修生の受け入れの協力をいただきたいという、礼状にこうした言葉が添えられておりました。したがって、今後も継続的に御嵩町ではその受け入れを実施していきたいと考えております。

あわせてまだまだ走りながらという形ではありますので、我々の本当の意味での目的や得るものもそこで考えつつ、今後町のまちづくりの展開としてどのような形にしていくのがよいかということも議論をしてみたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上であります。

[5 番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

5 番 高山由行君。

5 番（高山由行君）

いろいろと多岐にわたって御答弁のほうありがとうございます。

最後の観光事業について、グリーンテクノの外国人労働者の交流という点について町長のひとつ考えを伺いたい、再質問といいますか、答弁漏れといいますか、その点に触れられなかったので、グリーンテクノの企業さんとの交流は役場の行政のほうもあると思っておりますので、そこら辺のことにも積極的に、また観光事業に結びつけるチャンスかと思っておりますが、町長、そこら辺のことについて1点、どうでしょうか。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

答弁漏れ大変申しわけございませんでした。

当然地元に来てくれる外国人ですので、人間関係というものも非常にかなり深く結んでおられる方もたくさんお見えになります。そういう意味では、御嵩町はウエルカムの精神で対応しておりますので、これも民民のおつき合いのほうが多分濃くあると思っておりますので、今現在どういう状況になっているかを調べながら、御嵩町として後押しできるような施策を講じていきたい、このように考えております。

[5 番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

ありがとうございました。

町長が前町長の政治を受け継ぐときに、政策は新鮮でなければならないということをおっしゃいました。渡邊町政も3期目になりまして、新鮮な政策を次々打ち出していただきまして御嵩町民の福祉の向上に努めていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、高山由行君の町長の施政方針に対する質問を終わります。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あす9月8日の午前9時より開会します。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時35分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

